

## 新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼料価格の高騰により、畜産農家の経営に影響が生じていることから、配合飼料価格の上昇に備える配合飼料価格安定基金への加入を促進するとともに、飼料価格高騰の影響が大きく、経営がひっ迫している酪農家の負担を軽減し経営維持を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容及び補助率等)

第2条 市長は、新潟市内に住所を有する者のうち、別表1-1、別表1-2、別表1-3及び別表1-4の補助事業者の欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が行う事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容及びこれに対する補助単価等は、別表1-1、別表1-2、別表1-3及び別表1-4に定めるところによる。

### (交付申請及び実績報告)

第3条 補助事業者は、補助金の交付申請及び実績報告をしようとする場合は、別表2に定めるところにより、新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

### (交付決定及び額の確定)

第4条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、補助事業者に新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (補助金の返還)

第5条 市長は、補助事業者が補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合や、規則またはこの要綱に違反したときは、補助金の返還を求めることができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

### (要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

別表 1 - 1

補助事業者	配合飼料価格安定基金に加入する畜産農家 ※新潟市税を滞納していないこと
事業名	配合飼料価格安定制度の積立金支援（令和 4 年度配合飼料）
事業内容	配合飼料価格安定基金の契約数量に対する畜産農家積立金の一部を助成する。
補助対象期間・数量	令和 4 年度の第 1～第 4 四半期毎の、配合飼料価格安定基金への加入が確認された契約数量。
補助単価	1 トン当たり 200 円

別表 1 - 2

補助事業者	配合飼料価格安定基金に加入する酪農家 ※新潟市税を滞納していないこと
事業名	酪農飼料価格高騰支援（令和 4 年度配合飼料）
事業内容	酪農家が負担する配合飼料価格の高騰分の一部を助成する。
補助対象期間・数量	令和 4 年度の第 1～第 4 四半期毎に確定する配合飼料価格安定基金の補てん対象数量。
補助単価	当該四半期に確定する配合飼料 1 トン当たりの酪農家負担額（配合飼料価格【※1】と基準価格【※2】との差額から配合飼料価格安定基金による補てん額を差し引いた額）の 1/3  ただし、新潟県飼料価格高騰緊急対策事業酪農経営継続緊急対策の助成単価の 2/3 を上限とする。  【※1】 配合飼料価格：基準価格を基とし、各四半期毎に発表される配合飼料 1 トン当たりの全農価格改定額を累計した額とする。 【※2】 基準価格：価格高騰前である令和 2 年度第 3 四半期の全畜種加重平均工場渡価格（令和 2 年 10 月～12 月の平均額）とする。 （66,900 円/トン）

別表 1 - 3

補助事業者	配合飼料価格安定基金に加入する畜産農家 ※新潟市税を滞納していないこと
事業名	配合飼料価格安定制度の積立金支援（令和 5 年度配合飼料）
事業内容	配合飼料価格安定基金の契約数量に対する畜産農家積立金の一部を助成する。
補助対象期間・数量	令和 5 年度の第 1～第 4 四半期毎の、配合飼料価格安定基金への加入が確認された契約数量。ただし第 1 四半期および第 4 四半期の契約数量については、第 2 四半期および第 3 四半期の契約数量の平均により算出する。
補助単価	1 トン当たり 200 円

別表 1 - 4

補助事業者	配合飼料価格安定基金に加入する酪農家 ※新潟市税を滞納していないこと
事業名	酪農飼料価格高騰支援（令和 5 年度配合飼料）
事業内容	酪農家が負担する配合飼料価格の高騰分の一部を助成する。
補助対象期間・ 数量	令和 5 年度の第 1～第 4 四半期毎に確定する配合飼料価格安定基金の補てん対象数量。ただし第 3 四半期および第 4 四半期の補てん対象数量については、第 1 四半期および第 2 四半期の補てん対象数量の平均により算出する。
補助単価	1 トン当たり 4,500 円

別表 2

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）</li><li>・新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 明細表（様式第 1 号 添付資料）</li><li>・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）</li></ul> <p>○配合飼料価格安定制度の積立金支援及び酪農飼料価格高騰支援（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・配合飼料の契約数量がわかる書類の写し、または新潟県飼料価格高騰緊急対策事業の申請数量がわかるデータ</li></ul> <p>○酪農飼料価格高騰支援のみ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・配合飼料の購入数量がわかる書類の写し、または新潟県飼料価格高騰緊急対策事業の申請数量がわかるデータ</li></ul>
------	--

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

氏名

新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金  
交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

1 交付申請額兼実績報告額 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

配合飼料価格の上昇に備える配合飼料価格安定基金への加入により、飼料価格高騰の影響を軽減し経営維持を図る。

3 補助対象経費

令和 4 年度 配合飼料 ・ 令和 5 年度 配合飼料 (いずれかを選択)  
新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 明細表のとおり

4 補助事業の完了年月日

5 情報の公表の状況

6 添付資料

・新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 明細表



様式第2号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金について、下記のとおり交付の決定をし、確定したので要綱第4条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- ・新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金交付要綱の定めによる。

(様式第1号 添付資料)

新潟市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金 明細表

申請者氏名: \_\_\_\_\_

(1) 配合飼料価格安定制度の積立金支援

対象期間	契約数量 (トン) ①	補助単価 (円) ②	補助金額 (円) ①×②
令和 年度第1四半期		200	
令和 年度第2四半期		200	
令和 年度第3四半期		200	
令和 年度第4四半期		200	
合計			

(2) 酪農飼料価格高騰支援 ※酪農家のみ

対象期間	契約数量 (トン) ①	購入数量 (トン) ②	補助対象数量 (①又は②の いずれか少ない方) ③	補助単価 (円) ④	補助金額 (円) ③×④
令和 年度第1四半期					
令和 年度第2四半期					
令和 年度第3四半期					
令和 年度第4四半期					
合計					

・対象期間は、配合飼料価格安定基金において購入数量が確定する四半期となるため、当該四半期の一つ前の四半期の契約数量、購入数量とすること。